

Sバス北部線及び西部線に係る予備車両の追加について

Sバス北部線及び西部線は、豊鉄タクシー株式会社が市からの委託を受け、一般乗合旅客自動車運送事業の認可を取得して運行している。

この度、豊鉄タクシー株式会社が現在の新城営業所内にタクシー事業所を新設することとなったが、当該タクシー車両を一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）としてだけでなく、一般乗合旅客自動車運送事業と併用して使用することとしたい。

令和3年1月14日の第3回新城市地域公共交通会議（書面議決）の協議事項4の内容から、下記のとおりさらに2台追加する。

新城市としても、Sバス北部線及び西部線の着実な運行のための整備となることから協議するものである。

協議事項 2

豊鉄タクシー株式会社が新城営業所内に配備予定の下記タクシー車両について、Sバス北部線及び西部線の緊急時等の対応のための予備車として併用する。

記

1. Sバス北部線及び西部線予備車追加車両

普通車 コンフォート 2台

※コンフォートは通常のスedan型であるため、バリアフリー法の適用除外申請を予定している。

2. 運用開始年月日

令和3年4月1日